十一	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十七条第五号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助
十二	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十八条第六号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助
十三	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十条第一項第六号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
十四	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第十一条第三号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
十五	国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十三条第一項第五号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
十六	国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十二条第一項第六号及び第二項第四号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
十七	国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第百三号）第十一条第一項第六号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
十八	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第十九号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
十九	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第八号の二	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助
二十	国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条第六号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
二十一	国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第十二条第七号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
二十二	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十一条第七号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第九条第三項」を「附則第八条第六項」に、「第二十二条並びに」を「第二十二条、」に、「第十六条において」を「第十六条並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において」に改める。

第三条第一項第五号中「又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

第九条第二項中「又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、同条第四項中「若しくは国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、「農林水産大臣」の下に「、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣」を加え、同条第五項中「農林水産大臣」の下に「、内閣総理大臣」を加える。

第十六条第一項中「又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、同条第二項中「若しくは国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、「農林水産大臣」の下に「、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣」を加える。

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

一　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十項第一号イ及び第二十七条の四第十三項第一号イ

二　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第七条第二項

三　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第一条第二項

四　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第一条第二項

五　国立研究開発法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）第二条

（内閣府本府組織令の一部改正）

第四条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号リ中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改める。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正）

第五条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十七条第三号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

第十条第一項第一号中「第十七条第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十七条第二号」を「第十七条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第十七条第三号」を「第十七条第一項第三号」に改め、同項第四号中「第十七条第四号」を「第十七条第一項第四号」に改める。